

自動車税・自動車取得税の減免制度

県では、障害のある人の社会参加を支援していくため、28年度から、同一の障害区分（下肢不自由など）で複数の障害を有する場合の減免の判定を見直し、減免の対象範囲を拡大しています。（左記例を参照）
 29年度自動車税の減免申請は、4月3日から5月26日（土、日、祝日を除く8時30分～17時15分）まで、県税事務所 自動車税課（左記問合先）で受付しますが、みなさんのお住まいの地区でも、臨時に受付しますので利用してください。



受付日時

4月7日（金）・14日（金）
 9時～16時
 5月12日（金）
 9時～16時

問合先

県税事務所 自動車税課
 TEL 087-806-0314
 高松市松島町1丁目17-28

場所

東讃県民センター（県大川合同庁舎内・さぬき市津田町津田93012）

※原則として自動車の所有名義が3月末日で身体障害者本人であることなどの要件有り。

減免判定の見直し例

（本人以外の運転は減免対象外）

個別の障害の障害名・等級で判定

（右膝の関節機能全廃）下肢4級

（左膝の関節機能全廃）下肢4級



（本人以外の運転も減免対象）

同一障害区分の複数の障害の合計等級

下肢3級

異なる障害区分の場合（例 上肢と下肢など）は、見直しの対象外です。

29年度軽自動車税の税額

29年度軽自動車税の税額

（車種区分及び税額）

区分		税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	51cc～90cc	2,000円
	91cc～125cc	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	3,700円
軽自動車二輪（126cc～250cc）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円

車種別届出・問合先

○原動機付自転車（125cc以下） ○ミニカー（50cc以下） ○小型特殊自動車（農耕作業用・その他）の届出、上記税額すべての問い合わせ	（市税務課） 住所 湊1847-1 TEL 26-1216
○軽自動車（三輪・四輪以上）の届出	（軽自動車検査協会香川主管事務所） 住所 高松市国分寺町福家甲1258-18 TEL 050-3816-3122
○軽自動車（二輪）（総排気量126cc～250cc） ○二輪の小型自動車（250cc超）の届出	（四国運輸局香川運輸支局） 住所 高松市鬼無町字佐藤20-1 TEL 050-5540-2075

区分	H27.3.31.までに新規登録した車両①		①のうち新規登録後13年を経過した車両（H15年12月以前新規登録）		H27.4.1以降に新規登録した車両②		電気自動車等次世代自動車（②の75%減税）		軽乗用車：32年度燃料基準+20%達成車 軽貨物車：27年度燃費基準+35%達成車（②の50%減税）		軽乗用車：32年度燃料基準達成車 軽貨物車：27年度燃費基準+15%達成車（②の25%減税）	
三輪		3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円					
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円				
		自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円				
	貨物	営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円				
		自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円				

※上記エコカー減税については、H27年4月1日～H29年3月31日までに新車として新規登録した車両が対象となります。
 ※前年度減税になった車両は、上記②の税額となります。